



発行 新潟県

第 74 号

平成26年9月24日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1326 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 1327 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 1328 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 1329 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 1330 新潟県収入証紙の売りさばき人の名称変更（出納局管理課）

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）
- 家畜人工授精に関する講習会修業試験の合格者（畜産課）
- 特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）

選挙管理委員会規程

- 9 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

告 示

◎新潟県告示第1326号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第2項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成26年9月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 発起人の住所及び氏名
新潟県村上市岩船岸見寺町2-3
小野塚 祐三
新潟県村上市馬下1333
井上 純一
- 2 区域
新潟漁業協同組合の地区のうち旧村上市岩船港漁業協同組合の区域
- 3 区分
10トン以上の漁船により底びき網を使用して営む漁業及び定置漁業
- 4 届出年月日
平成26年9月8日

◎新潟県告示第1327号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第2項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成26年9月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 発起人の住所及び氏名

新潟県村上市岩船岸見寺町 3 - 15

小田 政市

新潟県村上市岩船岸見寺町 1 - 7

丸山 久雄

2 区域

新潟漁業協同組合の地区のうち旧村上市岩船港漁業協同組合の区域

3 区分

10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業又は10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業及び10トン以上の漁船による漁業を併せて営む漁業

4 届出年月日

平成26年 9 月 8 日

◎新潟県告示第1328号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年 9 月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
和田地区	魚沼市和田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
美雪園地区	魚沼市和田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
サッチャ地区	魚沼市渋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大久保地区	魚沼市渋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
薬師上地区	魚沼市渋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
薬師下地区	魚沼市渋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小畔地区	魚沼市渋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上原地区	魚沼市渋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田向地区	魚沼市渋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
細田地区	魚沼市渋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
砂子沢の下地区	魚沼市渋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
渋川沢入口地区	魚沼市渋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水頭沢地区	魚沼市渋川	次の図のとおり	土石流
砂子沢の上地区	魚沼市渋川	次の図のとおり	土石流

セキノ沢(1)地区	魚沼市渋川	次の図のとおり	土石流
セキノ沢(2)地区	魚沼市渋川	次の図のとおり	土石流
横畑地区	魚沼市渋川	次の図のとおり	土石流
高町原地区	魚沼市大栃山、渋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1329号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年 9 月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
和田地区	魚沼市和田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
美雪園地区	魚沼市和田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
サッチャ地区	魚沼市渋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大久保地区	魚沼市渋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
薬師上地区	魚沼市渋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
薬師下地区	魚沼市渋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上原地区	魚沼市渋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
砂子沢の下地区	魚沼市渋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
渋川沢入口地区	魚沼市渋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
砂子沢の上地区	魚沼市渋川	次の図のとおり	土石流
セキノ沢(1)地区	魚沼市渋川	次の図のとおり	土石流
セキノ沢(2)地区	魚沼市渋川	次の図のとおり	土石流
高町原地区	魚沼市大栃山、渋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1330号

新潟県収入証紙条例（昭和39年新潟県条例第10号）第5条第2項の規定により指定した新潟県収入証紙の売りさばき人の名称を次のとおり変更した。

平成26年 9 月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

変 更 後	変 更 前	変 更 年 月 日
株式会社新潟自動車学校	株式会社新潟ドライビングスクール	平成26年 8 月 1 日

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新発田地域振興局において縦覧に供する。

平成26年 9 月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日
平成 26 年 8 月 29 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人環境美化ネットせいろう
- 3 代表者の氏名
町田 英樹
- 4 主たる事務所の所在地
北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 2351 番地 1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、聖籠町の環境美化の整備促進、都市緑化、環境保護の推進活動を行うとともに、町民が環境問題と緑化の重要性を認識するための普及・啓発活動を行い、快適で住みやすい生活環境の創造に寄与していくことを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 環境の保全を図る活動
 - (2) まちづくりの推進を図る活動
 - (3) 社会教育の推進を図る活動
 - (4) 子どもの健全育成を図る活動
 - (5) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

家畜人工授精に関する講習会修業試験の合格者について（公告）

新潟県家畜人工授精師養成講習会規程（昭和28年10月新潟県告示第1155号）第9条第1項の規定により、平成26年 9 月11日及び12日に実施した家畜人工授精師養成講習会修業試験の合格者は、次のとおりである。

平成26年 9 月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

近藤亮太、小野塚太一、大川来武、平塚可弥乃、石黒真仲、池田知美、大川原はな、小野塚至、小池光輝、高橋青海、中田樹、林愛美

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年 9 月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 調達件名及び数量
密閉式暖房器具 285台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成26年 9 月 5 日
- 6 落札者の氏名及び住所
新潟サンリン株式会社
新潟県新潟市中央区東出来島11番18号
- 7 落札価格
16,197,840円
- 8 入札公告日
平成26年 7 月25日
- 9 落札方式
最低価格

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第 9 号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年 9 月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成 7 年新潟県選挙管理委員会規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第 1（病院）			別表第 1（病院）		
市区町村名	病 院 の 名 称	所 在 地	市区町村名	病 院 の 名 称	所 在 地
(略)			(略)		
新発田市	(略) 県立リウマチセン ター <u>介護老人保健施設</u> <u>日輪館</u>	(略) 新発田市本町 一丁目 2－8 <u>新発田市虎丸</u> <u>452</u>	新発田市	(略) 県立リウマチセン ター	(略) 新発田市本町 一丁目 2－8
(略)			(略)		
別表第 2（老人ホーム）			別表第 2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所 在 地	市区町村名	老人ホームの名称	所 在 地
新潟市北区	(略) 特別養護老人ホーム ほうせい園 <u>特別養護老人ホーム</u> <u>新潟北愛宕の園</u>	(略) 新潟市北区葛塚 字正尺618 <u>新潟市北区前新</u> <u>田甲74番地 1</u>	新潟市北区	(略) 特別養護老人ホーム ほうせい園	(略) 新潟市北区葛塚 字正尺618
(略)			(略)		
見附市	(略) 特別養護老人ホーム 古志乃里 <u>特別養護老人ホーム</u> <u>アットホーム今町</u>	(略) 見附市緑町20番 1 号 <u>見附市今町 5 丁</u> <u>目41番37号</u>	見附市	(略) 特別養護老人ホーム 古志乃里	(略) 見附市緑町20番 1 号
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。